

いわき市 新型コロナウイルス緊急経済対策

(第三次) 店舗等維持支援金

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市内事業者の事業継続に大きな影響を与えていることから、売上が著しく減少している市内事業者に対して、店舗等の賃料又は固定経費の一部を補助します。

受付期間: 令和3年6月15日~9月30日

【補助対象者】 市内に店舗等を有する事業者で以下の要件全てを満たすこと

- 1 令和3年5月に福島県が発出した「不要不急の外出・往来自粛の協力要請」及び「営業時間短縮の協力要請」に伴い、次に該当する下表に掲げる業種に当てはまる事業者であって、引き続き市内で事業を継続する事業者

- ① 時短営業の対象となる飲食店と直接・間接の取引があること
- ② 不要不急の外出・往来自粛により直接的な影響を受けていること

H 運輸業、郵便業のうち
43 道路旅客運送業

I 卸売業のうち
52 飲食物品卸売業

I 小売業

K 不動産業、物品賃貸業のうち
70 物品賃貸業

M 宿泊業、
飲食サービス業

N 生活関連サービス業、
娯楽業

O 教育、学習支援業のうち
82 その他の教育、学習支援業

P 医療、福祉のうち
83 医療業

R サービス業（他に分類されないもの）のうち
88 廃棄物処理業 92 その他の事業サービス業

<次のいずれかに該当する事業者は対象外となります>

日本標準産業分類表より

- ※令和3年4月30日時点において市内に住民登録のない個人事業者
- ※令和3年5月1日以降に創業(事業開始)した事業者
- ※令和3年度いわき市店舗等新規出店支援事業費補助金を受けた事業者

- 2 令和3年5月又は6月の売上が前年(令和2年)又は前々年(令和元年)同月比で3割以上減少している事業者

※創業後1年未満又は令和元年台風第19号等により被災し、前年売上との比較が困難な場合は市ホームページ掲載の「よくあるご質問」をご確認ください。

- 3 県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短営業協力金)の対象店舗でない事業者

- 4 市税を滞納していない事業者

【補助内容】 店舗等の賃借又は自己所有かで補助内容が異なります

店舗等を賃借している事業者

10万円~30万円

店舗ごとに月額賃料の2分の1の6ヵ月相当分を補助します(事業の用に供する借地料、管理費、共益費、駐車場代を含む)

店舗等を自己所有している事業者

10万円

複数の自己所有店舗を有する事業者については、所有店舗ごとに対象となります

【申請方法】 原則としてオンライン申請をご利用ください

オンライン申請

オンライン申請はこちらから→



郵送

〒970-8790
いわき郵便局 私書箱51号
いわき市店舗等維持支援金受付センター 行

 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から**窓口での受付は実施していません。**

【必要書類】 申請方法(電子申請又は郵送)により必要書類が異なります

- ① 第三次店舗等維持支援金交付申請書【様式1】 ※オンライン申請の場合は不要
- ② 誓約書【様式2】 ※オンライン申請の場合は不要
- ③ 第三次店舗等維持支援金交付請求書【様式3】 ※オンライン申請の場合は不要
- ④ 申請する法人名義又は代表者の預金通帳の写し
(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人がわかる部分の写しを添付)
- ⑤ 【個人事業主の場合】
本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
【法人の場合】
履歴事項全部証明書の写し
- ⑥ 前年(令和2年)又は前々年(令和元年)の月間事業収入がわかる確定申告書類等の写し

申請者	必要書類の例
個人事業主	・確定申告書第一表 ・青色申告決算書 ・市民税・県民税申告書 など
法人	・法人事業概況説明書の控え

※收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください

- ⑦ 本年の比較対象月(5月又は6月)における月間事業収入がわかる書類
例:試算表、売上台帳の写し
- ⑧ 賃貸借契約書等の写し(申請時点で、現に契約が継続していることを確認できるもので、貸主/借主の氏名・押印、月額賃料、対象物件の記載があるもの)
※オンライン申請をご利用の場合は、写真やデータをあらかじめご準備ください

【重要】申請書類作成上の注意点

- ◆ 売上の減少を証明する書類につきましては、確定申告書の写しや減少月の売上がわかる売上台帳の写しを提出してください。
- ◆ 複数店舗を経営されている事業者の方は、売上が3割以上減少している店舗ごとに対象となりますので、**店舗ごとに申請**をお願いいたします。
- ◆ 郵送による申請の場合、郵送料は、申請者の方でご負担願います
- ◆ 詳細については、「**申請要領、よくあるご質問(市HP)**」を必ずご一読をお願いします。

いわき市 第三次店舗等維持支援金

検索

いわき市緊急経済対策全般にかかる問い合わせ先

いわき市緊急経済対策コールセンター(平日9:00~17:00):0246-35-6200